省　令

○厚生労働省令第百十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、医療施設調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

医療施設調査規則の一部を改正する省令

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の範囲） **第四条**　（略） 2　動態調査は、次の医療施設について行う。 一・二　（略） 三　病院又は診療所であつて、その所在地に係る表示の変更があつたもの （調査の期日） **第五条**　静態調査は、三年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める日現在によつて行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の静態調査を行うことができる。 2　動態調査は、前条第二項第一号及び第二号に規定する届出の受理又は処分をしたとき並びに当該届出の受理又は処分をした者が同項第三号に規定する変更を知つたときに行う。 （調査事項） **第六条**　（略） 2　動態調査は、次の各号に掲げる医療施設の区分に応じて、当該各号に掲げる事項について行う。 一・二　（略） 三　第四条第二項第一号及び第二号に規定するもののうち前二号に掲げるもの以外のもの イ　（略） ロ　事由発生又は処分の年月日 ハ　届出又は処分の種類 ニ　（略）	（調査の範囲） **第四条**　（略） 2　動態調査は、次の医療施設について行う。 一・二　（略） （新設） （調査の期日） **第五条**　静態調査は、三年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める日現在によつて行なう。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の静態調査を行なうことができる。 2　動態調査は、前条第二項に規定する届出の受理又は処分（以下「処分等」という。）をしたときに行なう。 （調査事項） **第六条**　（略） 2　動態調査は、次の各号に掲げる医療施設の区分に応じて、当該各号に掲げる事項について行う。 一・二　（略） 三　第四条第二項第一号及び第二号に規定するもののうち前二号に掲げるもの以外のもの イ　（略） ロ　処分等の年月日 ハ　処分等の種類 ニ　（略）
四　第四条第二項第三号に規定するもの イ　名称 ロ　変更を知つた年月日 ハ　所在地 ニ　その他イからハまでに関連する事項 3　（略） （動態調査の調査票の提出） **第十条の二**　保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、その管轄区域内の診療所について、第四条第二項第二号及び第三号に掲げる区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。 2　指定都市の市長は、その管轄区域内の病院（第四条第二項第一号ホ及びヘに掲げるものを除く。）及び診療所について、同項各号に掲げる区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。 3　都道府県知事は、その管轄区域内の次に掲げる病院及び診療所について、当該各号に定める区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、前二項の規定により提出された調査票とともに、翌月二十日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　指定都市の市長の管轄区域外の病院 第四条第二項第一号及び第三号 三　指定都市の市長、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長の管轄区域外の診療所　第四条第二項第二号及び第三号	（新設） 3　（略） （動態調査の調査票の提出） **第十条の二**　保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、その管轄区域内の診療所について、第四条第二項第二号に掲げる区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出しなければならない。 2　指定都市の市長は、その管轄区域内の病院（第四条第二項第一号ホ及びヘに掲げるものを除く。）及び診療所について、第四条第二項第一号及び第二号に掲げる区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。 3　都道府県知事は、その管轄区域内の次に掲げる病院及び診療所について、当該各号に定める区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、前二項の規定により提出された調査票とともに、翌月二十日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　指定都市の市長の管轄区域外の病院 第四条第二項第一号 三　指定都市の市長、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長の管轄区域外の診療所　第四条第二項第二号

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。